平成２３年（フ）第１６６号
長野市大字安茂里1726番地
債務者　芝田　敏親
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
長野県北安曇郡白馬村大字北城4755番地
債務者　中村　節子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２０４号
長野県安曇野市豊科5919番地　坂槇アパート３号
債務者　松倉　邦夫
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２１６号
長野県松本市出川町１番６号　ルピナス親和301号
債務者　髙野　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３６２号
長崎県長崎市小峰町１番14号　あこやビル105号、旧住所長崎県長崎市田中町346番地
債務者　貞方千歳子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
沖縄県那覇市字安里361番地４
債務者　國吉眞壽男
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４３１号
千葉県流山市大字東深井724番地の103
債務者　屋嘉真由美
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２２号
千葉県松戸市松戸新田490番地の33　ハウスコート・ミモザ102号
債務者　坂本　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２３号
千葉県松戸市松戸新田490番地の33　ハウスコート・ミモザ102号
債務者　坂本まり子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５７４号
千葉県流山市野々下３丁目745番地の25
債務者　柏崎健太郎
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１７７号
長野市北条町50番地４、住民票上の住所長野市信州新町竹房545番地32
債務者　関谷　克彦
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
長野市中越２丁目４番24号　メゾン山崎Ｂ―23号
債務者　川口　昭美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
岐阜市北一色２丁目10番５―304号　第３大洋ビル３Ｄ号室
債務者　石井　良智
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
群馬県桐生市天神町２丁目４番26号
債務者　小倉　裕美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第８２号
群馬県桐生市新宿１丁目11番９号
債務者　小豆畑　剛
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６３号
岐阜県可児市広見４丁目24番地第一広見ハイツ105
債務者　緒合　正年
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６４号
岐阜県可児市清水ケ丘２丁目71番地
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部